明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**九八）　一
○我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の全部を改正する件（**文部科学**二九）　三
○平成二十二年度技能検定実施計画を定める件（**厚生労働**五九）　七
○肥料を登録した件（**農林水産**三七四）　八
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**三七五）　八
○肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（**同**三七六）　一〇
○肥料の登録を失効した件（**同**三七七）　一二
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　一九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、解散命令関係　一九
会社その他
会社決算公告　一〇一

告示

○法務省告示第九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成二年法務省告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十四日

法務大臣　千葉　景子

別表第二の東亜国際外語学院の項の次に次のように加える。

平成国際教育学院	埼玉県

別表第二の財団法人言語文化研究所附属東京日本語学校・本科の項中「財団法人言語文化研究所附属東京日本語学校・本科」を「学校法人長沼スクール東京日本語学校・本科」に改め、同表の東京工科大学附属日本語学校の項中「東京工科大学附属日本語学校」を「東京工科大学附属日本語学校・進学2年コース、同・進学1年半コース」に改め、同表の東京育英日本語学院の項の次に次のように加える。

早稲田京福語学院	東京都

別表第二の横浜日本語学校の項の次に次のように加える。

横浜国際日本語学校	神奈川県
宏志学院	神奈川県

別表第二の愛華外語学院の項の次に次のように加える。

名朋語学院	愛知県
ＡＲＭＳ日本語学校	愛知県

別表第三の財団法人言語文化研究所附属東京日本語学校・進学科一年コース、同・進学科一年半コース、同・進学科二年コースの項中「財団法人言語文化研究所附属東京日本語学校・進学科一年コース、同・進学科一年半コース、同・進学科二年コース」を「学校法人長沼スクール東京日本語学校・進学科一年コース、同・進学科一年半コース、同・進学科二年コース」に改め、同表のＫＣＰ地球市民日本語学校・特別進学課程2年コース、同・特別進学課程1年半コースの項の次に次のように加える。

東京工科大学附属日本語学校・大学準備教育2年コース	東京都

○文部科学省告示第二十九号

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成十八年文部科学省告示第一号）の全部を改正する告示を定める。

平成二十二年二月二十四日

文部科学大臣　川端　達夫

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号に規定する我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程として次の表の上欄に掲げるものを指定し、それぞれ同表の下欄に掲げる日以降に入学する者の準備教育について適用する。